

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部変更について（閣議決定）

平成26年9月30日
国土交通省

I. 背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）を踏まえ、発注者責務の拡大や多様な入札契約方式の導入・活用等、所要の変更を行う。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日最終変更。）について、「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）による入契法の改正等を踏まえ、ダンピング対策の強化等、所要の変更を行う。

II. 概要

別添のとおり。

III. スケジュール

閣議決定日：平成26年9月30日

【問い合わせ先】	土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室
	企画専門官 伊藤（03-5253-8111（内線24723））
	係長 澤田（03-5253-8111（内線24754））